

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画変更年度	平成23年度
	平成26年度
	平成29年度
	令和2年度
	令和5年度
	令和8年度
計画主体	南部町

南部町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 南部町役場 産業振興課
所在地 山梨県南巨摩郡南部町福士 28505-1
電話番号 0556-64-8076
FAX番号 0556-64-8074
メールアドレス nousei@town.nanbu.yamanashi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ ・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山梨県南部町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	80a 1,175千円
	野菜類	7a 50千円
	イモ類	18a 332千円
	計	105a 1,557千円
ニホンザル	豆類	5a 87千円
	果樹類	1a 7千円
	野菜類	31a 219千円
	いも類	5a 24千円
	計	42a 337千円
ニホンジカ	水稻	116a 1,710千円
ツキノワグマ	—	農作物の具体的な被害データの報告は無いが、目撃情報が多数あり人身被害等の可能性もある。
ハクビシン	野菜類	1a 5千円
タヌキ	野菜類	1a 6千円
アライグマ	果樹類	1a 7千円
	野菜類	3a 45千円
アナグマ	野菜類	3a 30千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本町での鳥獣による被害については、山間地が多くを占めているため町内全域で農作物被害が発生し、被害報告も年間を通じて発生している。特にイノシシ・ニホンザル・ニホンジカ等の野生獣による水稲・野菜に対する食害や踏み倒し、ほ場の掘り起こし等の農作物被害が多数を占めている。さらに近年ではアライグマが町内で捕獲され果樹や野菜の食害等が発生しており今後被害の拡大が懸念される。また、ツキノワグマの目撃情報が多数あり、人家近くでも目撃されているため人身被害の恐れもある。

本町の農地の多くは中山間地域であり、主に野生獣が里山から人家のある集落へ頻繁に出没し、農作物の被害に遭う頻度が高まっている。そのため、耕作意欲を失い農業全般において深刻な被害状況となっている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	105a 1557千円	90a 1334千円
ニホンザル	42a 337千円	30a 240千円
ニホンジカ	116a 1710千円	100a 1474千円
合計	263a 3604千円	220a 3048千円
ハクビシン	1a 5千円	1a 5千円
タヌキ	1a 6千円	1a 6千円
アライグマ	4a 52千円	4a 52千円
アナグマ	3a 30千円	1a 30千円
ツキノワグマ	目撃情報はあがるが不明	被害の発生防止に努める

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○被害地域でのわなによる捕獲 ○南部町猟友会、鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲 ○特定鳥獣保護管理事業として、管理捕獲を実施 ○ニホンザルの集団捕獲囲いわなの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲員の高齢化や人員の減少で常時の活動が困難。猟友会との連携を強化し、捕獲従事者の確保・育成に努めていく必要がある。 ○被害に対する迅速な対応。 ○捕獲の推進と地域における防除や追払い等の連携体制。 ○捕獲に要する経費の増大。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間総合整備事業により広域的な侵入防止柵を設置 ○電気柵・防除網設置に補助金を交付して奨励 ○ロケット花火による追払い ※追払い用にロケット花火を必要に応じて配布 ○威嚇する障害物等の設置 ○鳥獣害防止技術指導員の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ○柵の設置・管理が不十分な箇所から進入。 ○障害物を見慣れてしまうため、多種多様なものを使う必要があり、経済的負担が大きい。 ○猿は学習能力が高いため、花火の音に慣れ、様々な種類の忌避剤・駆除機材を使用。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○放任果樹の除去等の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○空家による庭木等の放任果樹の増加。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況・原因の把握 2. 鳥獣の生息地域・生息数の調査（ニホンザル） 3. 電気柵・防除網・防鳥網設置の推進
--

4. ロケット花火での追払い（ニホンザル）
5. 集団捕獲わなの設置・管理（ニホンザル・ニホンジカ）
6. 捕獲従事者に対する助成
7. 捕獲者の担い手の育成・確保
8. 被害地域及び周辺地域での相互協力体制の確立
9. 鳥獣の森整備（実のなる木の植栽）
10. 放任果樹の除去（町広報・FM告知端末で啓発）
11. ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ権限の委譲を受け、被害発生時の迅速な対応を図る
12. 特定外来生物（アライグマ）に対する取組の実施（実施計画に基づく捕獲等
13. ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用を目指す

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

- 県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく特定鳥獣の捕獲を猟友会に依頼。
※対象鳥獣 ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ
○鳥獣被害対策実施隊を設置し、猟友会との連携を行いながら対象鳥獣の捕獲体制を確立していく。

- （注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシ アライグマ タヌキ アゲマ	○捕獲檻を、鳥獣が頻繁に出没する地域へ設置 （大型檻 10 基、中型檻 13 基、小型檻 19 基） ○ニホンザルの集団捕獲囲いわなの設置（6 基） ○狩猟免許取得者への助成 ○銃による捕獲・威嚇・追払い ○アライグマについては県が実施する捕獲従事者講習会への参加を呼びかけ、従事者登録を行い捕獲者の確保
令和9年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシ アライグマ タヌキ アゲマ	○捕獲檻を、鳥獣が頻繁に出没する地域へ設置 （大型檻 10 基、中型檻 13 基、小型檻 19 基） ○ニホンザルの集団捕獲囲いわなの設置（6 基） ○狩猟免許取得者への助成 ○銃による捕獲・威嚇・追払い ○アライグマについては県が実施する捕獲従事者講習会への参加を呼びかけ、従事者登録を行い捕獲者の確保
令和10年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシ アライグマ タヌキ アゲマ	○捕獲檻を、鳥獣が頻繁に出没する地域へ設置 （大型檻 10 基、中型檻 13 基、小型檻 19 基） ○ニホンザルの集団捕獲囲いわなの設置（6 基） ○狩猟免許取得者への助成 ○銃による捕獲・威嚇・追払い ○アライグマについては県が実施する捕獲従事者講習会への参加を呼びかけ、従事者登録を行い捕獲者の確保

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
人と鳥獣の共存を目指し、計画的な保護管理として管理捕獲等を実施して、個体群の長期にわたる安定的維持を図る。			
具体的には、			
イノシ	：里山や田畑に被害をもたらすもの		
ニホンザカ	：里山や田畑に被害をもたらすもの ※メスシカを中心		
ニホンザル	：里山や田畑に被害をもたらすもの		
ハクビシ	・タヌキ・アライグマ・ツキノワグマ：被害発生箇所周辺で、わなによる捕獲を実施し効率的に有害捕獲		
ツキノワグマ	：人身被害発生や同一個体が住宅周辺に出没を繰り返すなど、人身被害が懸念される場合において最小限の捕獲		
○過去5年間の捕獲実績は次のとおり			
	ニホンザカ	イノシ	ニホンザル
令和3年	：234頭	12頭	44頭
令和4年	：269頭	83頭	58頭
令和5年	：225頭	61頭	36頭
令和6年	：306頭	124頭	48頭
令和7年	：306頭	24頭	19頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシ	84	84	84
ニホンザル	105	105	105
ニホンザカ	250	250	250
ハクビシ・アライグマ・タヌキ・アライグマ・ツキノワグマ	○被害・目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する。 ○ツキノワグマについては、被害状況に応じた最小限の捕獲を実施する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>猟友会や鳥獣被害対策実施隊による銃・わなによる捕獲を通年実施し、町内全域での管理捕獲及び有害捕獲を実施する。アライグマについては、「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲を実施し被害防止に努める。ツキノワグマについては、専用捕獲檻等の設置または銃器により加害個体の捕獲を行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
通年で法令範囲の場所においてライフル銃、散弾銃、わな等を使用し捕獲を実施する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南部町	ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ/ニホンザル ニホンジカ/ハクビシン/ アライグマ/タヌキ アナグマ	○町補助事業を活用して侵入防止柵の設置を推進 ※電気柵・防除網等		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ/ニホンザル ニホンジカ/ハクビシ アライグマ/タヌキ アナグマ	○防護柵の適切な維持管理、設置指導 ○花火等による追払い ○銃による威嚇・追払い		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ/ニホンザル ニホンジカ/ハクビシ アライグマ/タヌキ/アナグマ	○放任果樹除去の啓発（広報・FM告知端末） ○鳥獣の森整備事業（実のなる木の植栽）
令和9年度	イノシシ/ニホンザル ニホンジカ/ハクビシ アライグマ/タヌキ/アナグマ	○放任果樹除去の啓発（広報・FM告知端末） ○鳥獣の森整備事業（実のなる木の植栽）
令和10年度	イノシシ/ニホンザル ニホンジカ/ハクビシ アライグマ/タヌキ/アナグマ	○放任果樹除去の啓発（広報・FM告知端末） ○鳥獣の森整備事業（実のなる木の植栽）

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南部町	情報収集・現地確認・付近住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行
峡南猟友会 (南部分会・富沢分会)	追払い・捕獲行為の実施 現場での指示・関係機関への連絡、調整
南部警察署	現場での指示・関係機関への連絡、調整

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民 → 南部町役場 → 南部警察署・猟友会・峡南農務事務所・峡南林務環境事務所

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

「山梨県管理捕獲実施要領」及び「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づき捕獲後は適正に処理する。(ただし、「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲したアライグマについては、焼却等による処理を実施する。)

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状：捕獲頭数の3割弱 目標：捕獲頭数の4割程度
ペットフード	活用方法の検討・推進する。
皮革	活用方法の検討・推進する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(計画)
○年間処理計画頭数
約200頭
○運営体制
南部町鳥獣被害対策協議会・民間事業者
○食品等としての安全性の確保に関する取組等
国及び県の野生動物肉利用に関するガイドラインを遵守する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

関係機関と連携した情報提供や研修等により技能習得図り、捕獲した鳥獣の有効活用に努める。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南部町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
南部町役場	協議会の運営・提言
峡南猟友会（南部分会・富沢分会）	鳥獣被害防除対策への協力
山梨県峡南農務事務所	鳥獣被害防止に関する指導・助言
山梨県峡南林務環境事務所	鳥獣被害防止に関する指導・助言
南部町森林組合	鳥獣被害防止に関する指導・助言
山梨みらい農業協同組合	鳥獣被害防止に関する指導・助言
鳥獣害防止技術指導員	鳥獣被害防止に関する指導・助言
南部町農業委員会	情報提供と被害対策への協力
町内区長会	情報提供と被害対策への協力
鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県森林総合研究所	鳥獣被害防止に関する指導・助言
山梨県総合農業技術センター	鳥獣被害防止に関する指導・助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月1日に設置し、本計画に基づき町長の要請により鳥獣の被害防止活動、捕獲及び駆除等被害を軽減させるために必要な業務を行う。実施隊員は、役場産業振興課職員と峡南猟友会南部分会・富沢分会から構成され、50名以上の組織となる。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ロケット花火等を使用して地域ぐるみで追払いの実施や、町内各戸にあるFM告知端末を使い、出没情報や対応策の周知・広報を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。